

福祉の仕事

Job of Welfare

福祉の仕事



福祉の仕事には、介護をする人、生活・作業の支援をする人、
福祉サービスのコーディネートをする人、事務をする人など、
さまざまな職種があります。県内でも福祉の仕事に従事する
皆さんが、専門職の自覚と誇りを持って働いています。

- ここでご紹介する福祉の仕事は、あくまでも一例です。仕事の内容等は、各施設・事業所によって異なる場合があります。
 - 福祉の仕事には、国が定めた基準により資格が必要な職種と、必要としない職種があります。
- また、募集の際には、一定の知識・技術を求められる場合があります。

介護の仕事

介護職員

高齢者
福祉

取得が望ましい資格

- 介護福祉士 (P14参照)
- 実務者研修修了 (P15参照)
- 介護職員初任者研修修了 (P16参照)



主な職場

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、デイサービスセンター、老人保健施設 など

利用者の毎日の生活に関わり、いきいきとした暮らしができるよう援助します

介護職員(ホームヘルパー)の仕事

高齢者や障がい者など、介護を必要とする人に、食事、入浴、排泄、衣服の着脱や移動など、利用者の生活全般にわたって必要な援助を行います。また、散歩や買い物を援助したりレクリエーション活動や施設の行事などを通して、いきいきと生活できるよう援助します。なお、利用者の家族に介護方法のアドバイスをすることも大切な仕事です。

介護職員になるには(資格要件)

居宅介護等の訪問系の従事者(ホームヘルパー)になるための代表的な資格要件は、「介護福祉士」「実務者研修修了」「介護職員初任者研修修了」「居宅介護初任者研修修了」(障がい者対象の訪問介護に必要)です。これらの資格を有していないと、居宅介護でのホームヘルパーの仕事に就くことはできません。施設系の介護職員の場合は、無資格で採用されることもあります。上記の資格のいずれかを有している方を希望する求人が多くなっています。

相談支援の仕事

生活相談員

高齢者
福祉

取得が望ましい資格

- 社会福祉士 (P19参照)
- 精神保健福祉士 (P20参照)
- 社会福祉主事任用資格 (P21参照)



主な職場

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、デイサービスセンター など

利用者・家族と現場スタッフ等をつないで相談、援助します

生活相談員の仕事

高齢者や、環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談や援助を行う専門職です。介護を必要とする人、その家族、そして現場スタッフとの間で、業務がスムーズに遂行できるように調整をするキーパーソンです。

具体的には、利用者の相談援助、入退所の手続きや家族との連絡調整、サービス計画立案などを主な業務としています。

生活相談員になるには(資格要件)

生活相談員は、事業所の配置基準に定められる職種名称です。資格要件としては、「社会福祉士」「精神保健福祉士」「社会福祉主事任用資格」のいずれかの資格を有していることがあげられます。また、市町村により資格要件が異なることがあります。

相談支援の仕事

介護支援専門員

高齢者
福祉

必要な資格

- 介護支援専門員 (P18参照)



主な職場

居宅介護支援事業所、特別養護老人ホーム、老人保健施設、地域包括支援センター など

どのような介護サービスを利用できるかアドバイスし、ケアプランと呼ばれる介護の計画を作成します

介護支援専門員の仕事

指定居宅介護支援施設事業者及び介護保険施設等に配置され、利用者からの相談に応じ、心身の状態や希望に合うサービスが利用できるよう介護サービス計画を作成します。居宅サービス事業者や介護保険施設等との調整を行うなど、介護保険サービス(ケアマネジメント)を担当する専門職です。

介護支援専門員になるには(資格要件)

介護支援専門員として働くためには、「介護支援専門員」の資格を取得する必要があります。資格を取得するには、一定の資格(国家資格)を有していることや介護・相談援助業務などの経験が5年以上必要で、介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、その後指定された研修を受講する必要があります。

介護・相談支援の仕事

生活支援員

障がい者
福祉

取得が望ましい資格

- 社会福祉士 (P19参照)
- 精神保健福祉士 (P20参照)
- 社会福祉主事任用資格 (P21参照)
- 介護福祉士 (P14参照)
- 介護職員初任者研修修了 (P16参照)



主な職場

療養介護、生活介護、自立訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助などを行う施設・事業所など

身の回り、家族援助から創作生産活動、社会参加活動まで生活に密着しながら障がい者の自立をサポートします

生活支援員の仕事

施設や在宅等の生活の場において食事、入浴、排泄など生活習慣や身体能力の向上を目指し、整理整頓を行い快適な生活を送ることができるよう支援します。他に創作・生産活動、レクリエーションなど多岐にわたり、就職を目指した訓練実習などの就職支援や相談支援を行います。

生活支援員になるには(資格要件)

とくに定めがないため、資格不問の求人があります。また、「社会福祉士」「精神保健福祉士」「社会福祉主事任用資格」「介護福祉士」「介護職員初任者研修修了」のいずれかの資格を有している方を希望する求人も多くなってきました。

相談支援の仕事

サービス管理責任者

障がい者
福祉

必要な資格

- サービス管理責任者等研修修了 (P24参照)
※この研修は、所属している障害福祉サービスの指定事業者からの推薦での受講が基本となります。



主な職場

療養介護、生活介護、自立訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助などを行う施設・事業所など

具体的な支援内容を考え、その実現に向け事業所内職員に対し、技術的指導や助言を行います

サービス管理責任者の仕事

利用者に合わせた個別支援計画の作成や支援サービスに関わる担当者との連絡調整、支援スタッフの指導等、提供するサービスのまとめ役。個別支援計画の実施状況を把握（モニタリング）し見直しも行うとともに、自立した日常生活が可能と認められる利用者に対し、就労や地域での自立生活に向けた支援を行います。

サービス管理責任者になるには(資格要件)

サービス管理責任者になるには、国が指定した障がい者（児）の保健、医療、福祉、就労、教育分野における相談支援業務、直接支援業務（介護、就労支援、職業教育）に3～8年の実務経験と基礎研修と実践研修等の指定された研修を修了する必要があります。

介護・相談支援の仕事

職業指導員

障がい者
福祉

取得が望ましい資格

- 社会福祉主事任用資格 (P21参照)



主な職場

就労移行支援、就労継続支援を行う施設・事業所など

利用者の適性に合わせ、職業上の技術を習得するための訓練、指導を行います。

職業指導員の仕事

職業指導員は、知的障がい者や身体障がい者、および精神の障がいのある人が利用施設で、職業上の技術を習得させる訓練、指導を行います。一人ひとりの希望や適性、障がいの程度に応じて。仕事の内容や作業手順を考え、障がい者の潜在能力を最大限に引き出し、自立や社会参加を援助・支援します。また、他のスタッフとともに日常生活を送るうえでの生活援助を行うこともあります。

職業指導員になるには(資格要件)

特に資格要件はありませんが、技術指導ができる一定の経験や技能が求められます。また、就労支援員の場合についても、障がい者の就労支援の経験を有することが望ましいです。

相談支援の仕事

相談支援専門員

障がい者
福祉

必要な資格

- 相談支援従事者初任者研修修了 (P24参照)
※この研修は、所属している障害福祉サービスの指定事業者からの推薦での受講が基本となります。



主な職場

「計画相談支援」「地域相談支援」「障害児相談支援」を行う事業所など

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活が送れるよう支援します

相談支援専門員の仕事

障がい者福祉に関する様々な問題について、利用者・家族・関係機関との間に立って調整するキーパーソンです。障がい者本人や家族からの相談にのり、必要な情報提供や障がい福祉サービス等の利用計画支援などを行います。

相談支援専門員になるには(資格要件)

相談支援専門員になるには、国が指定した5～10年の実務経験と相談支援従事者初任者研修等の指定された研修を修了することが必要です。この研修を受けるための経験年数については、業務内容や福祉関係の保有資格により要件が異なります。また、相談支援専門員の資格を継続するには、5年ごとに更新のための研修を受講し修了する必要があります。

保育の仕事

保育士

児童
福祉

必要な資格

- 保育士 (P25参照)



主な職場

保育所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、認定こども園、放課後等デイサービスを行う事業所など

子どもたちの健やかな成長を支え、社会性を養います

保育士の仕事

保育所では、子どもたちが安全で快適な環境や、様々な経験と友だちとの関わりの中で、成長できるよう保育を行います。また、児童養護施設では、様々な事情で家庭での生活が困難な子どもたちを援助、育成、指導する仕事です。児童の指導・育成計画の企画、施設内調整、親、学校、児童相談所などとの連絡調整業務を主にを行います。また子どもたちの年齢や能力に応じて社会的な生活力を身につけるよう生活全般の支援も行います。

保育士になるには(資格要件)

保育士資格を有することが条件になります。保育士養成校で学び所定の単位を取得して卒業するか、保育士試験に合格し、資格を得ます。

保育の仕事

児童発達支援管理責任者

児童福祉

必要な資格

- 児童発達支援管理責任者実践研修修了 (P24参照)



主な職場

児童発達支援センター
放課後等デイサービスを行う事業所など

ひとりひとりの児童の成長を見守り支援します

児童発達支援管理責任者の仕事

サービスを利用する障がい児の成長にあわせ、心理面や発達の課題を把握し、保護者（家族）のニーズも含めた目標を立て、他の機関と調整しながら援助の方針を決める個別支援計画書を作成することが主な仕事です。また、保護者の相談にのりアドバイスをおこなったり、障がい児との遊びや学習の支援を通じ、個別支援計画に合わせた療育にも取り組みます。

児童発達支援管理責任者になるには(資格要件)

障害児・児童又は障害者に対する支援に従事した期間が3年以上あり、児童発達支援管理責任者となるための指定された研修を修了することが必要です。この研修を受けるための経験年数については、業務内容や福祉関係の保有資格により要件が異なります。また、児童発達支援管理責任者の資格を継続するには、5年ごとに更新のための研修を受講し修了する必要があります。

リハビリテーションの仕事

理学療法士・作業療法士

高齢者福祉ほか

必要な資格

- 理学療法士 (P21参照)
- 作業療法士 (P22参照)



主な職場

老人保健施設、リハビリテーションセンター、デイケアセンター、生活介護を行う事業所など

心身機能の維持回復を図るための訓練を行います

理学療法士・作業療法士の仕事

高齢者や障がい児・者を対象に、理学療法士は、身体機能や身体能力が維持・回復できるように医学的リハビリテーションを行います。作業療法士は、老化や病気に伴う身体又は精神の維持回復に向けて工作や手芸などの作業療法により機能の回復や維持をサポートします。

理学療法士・作業療法士になるには(資格要件)

理学療法士や作業療法士になるには、それぞれ養成施設で専門知識や技能を習得し、理学療法士試験や作業療法士試験に合格する必要があります。

看護の仕事

看護師・准看護師

高齢者福祉ほか

必要な資格

- 看護師 (P23参照)
- 准看護師 (P23参照)



主な職場

特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、老人保健施設、訪問看護ステーション、生活介護を行う事業所など

利用者の健康を医療の面から支えます

看護師・准看護師の仕事

医師の指示に基づいて、専門職として治療のサポートをしたり、利用者が出来る限り質の高い生活ができるように支援します。利用者の状態を把握し、多職種と連携を図り、適切な対応とるのも重要な役割です。また、身体的な支援だけでなく、その家族への対応も必要とされます。

看護師・准看護師になるには(資格要件)

看護師や准看護師になるには、それぞれ養成施設で専門知識や技能を習得し、試験に合格する必要があります。また、3年以上のある准看護師は、看護師国家試験の受験資格があります。

地域福祉全般の仕事

社会福祉協議会職員

福祉全般

取得が望ましい資格

- 社会福祉士 (P19参照)
- 社会福祉主事任用資格 (P21参照)



主な職場

県市町村社会福祉協議会

住民が主役の「福祉のまちづくり」をサポートします

社会福祉協議会職員の仕事

社会福祉協議会は、県・市町村に設置されている民間団体で、地域福祉を推進する中核となる団体です。職員は地域住民からの様々な相談や、調査活動によって地域の福祉課題を把握し、課題解決に向けての広報や組織活動、ボランティア活動など住民の主体的な福祉活動の支援、新たな福祉サービスの企画・実施などを行います。また、市町村社会福祉協議会では、ホームヘルプサービス、デイサービスなどの介護保険事業や生活介護、就労支援B型などの障害福祉サービス事業を実施しているところもあります。

社会福祉協議会職員になるには(資格要件)

定められた基準はありませんが、応募要件として、「社会福祉士」や「社会福祉主事任用資格」などが求められることが多いのが現状です。

貸付制度のご案内

(資格取得などをサポートします)

「介護福祉士等修学資金貸付制度」および「介護職員等再就職準備金貸付制度」は、岐阜県内の福祉・介護人材の育成および確保ならびに定着を支援することを目的に、資格取得や復職に必要な費用を無利子で貸し付ける制度です。

いずれも定められた要件を満たした場合に返還免除となる「返還免除型の貸付金」です。

令和3年2月現在

貸付制度	介護福祉士等修学資金貸付制度		介護職員等再就職準備金貸付制度
対象者	介護福祉士養成施設(大学・短大・専門学校) 社会福祉士養成施設(短期養成施設・一般養成施設)に入学する方	実務者研修施設に入学する方	介護職員として再就職する方
貸付条件	岐阜県内または県外の養成施設に入学し介護福祉士または社会福祉士を目指す方で、他の同種の貸付けを受けていない方	岐阜県内の実務者研修施設に在学し介護福祉士を目指す方で、他の同種の貸付けを受けていない方	介護職員としての実務経験が1年以上ある有資格者 ^{※1} の方で、岐阜県内の介護事業所・施設に介護職員として再就職 ^{※2} する方 ^{※1} 介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、介護職員初任者研修、訪問介護員(ホームヘルパー)1級・2級等いずれかの修了資格をお持ちの方 ^{※2} 直近の介護職員としての離職日から再就職するまでに一定期間あいていることが必要です
貸付額	大学 最大288万円 短大・専門学校 最大168万円 ※高等教育の修学支援新制度を併用する場合は、減免額に応じて貸付額を調整します。	20万円以内	40万円以内 (1人あたり1回限り)
返還免除要件	養成施設を卒業後、介護福祉士または社会福祉士として登録した後、岐阜県内で介護・相談援助等の業務に継続して5年間従事した場合	介護福祉士として登録した後、岐阜県内で介護・相談援助等の業務に継続して2年間従事した場合	再就職した後、岐阜県内の介護事業所・施設で介護業務に継続して2年間従事した場合

その他申込の要件、申込先等詳細については、以下までお問合せ下さい。

※東海三県で介護福祉士国家試験受験資格を得ることのできる養成校のコースは、P30~P43に「◎」で表記してあります。

※令和3年度から新たに福祉系高校修学資金貸付や他業種からの転入者向けの介護分野就職支援金貸付、障害福祉分野就職支援金貸付等を実施します。(令和3年4月開始予定)

問合先 社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会
福祉人材総合支援センター
TEL 058-201-2261